### 小川サケ有効利用調査委員会規約

### (名 称)

第1条 本会は、小川サケ有る効利用調査委員会(以下「委員会」という)称する。

#### (目 的)

第2条 小川におけるサケ資源の有効利用と自然環境保全を推進し、地域振興に資することを目的とする。

### (事 業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 小川のサケ有効利用調査の管理運営に関すること。
  - (2) 小川のサケ増殖振興の支援に関すること。
  - (3) 小川のサケ資源を活用した地域の活性化に関すること。 その他、委員会の目的の達成に必要なこと。

### (組 織)

- 第4条 本会は、第2条目的に賛同する県、町の行政機関、朝日内水面漁業協同組合、関連する各種団体、釣獲の有識者、その他個人をもって組織する。
  - 2 委員会には次の役員を置き、会議において互選する。
    - (1)委員長 1名
    - (2) 副委員長 1名
    - (3) 監事 2名

### (役員の職務)

- 第5条 委員長は、本会を代表し、会務を統括する。
  - 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故ある時はその任務を代理する。

### (役員の任務)

- 第6条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
  - 2 役員に欠員が生じたとき、後任者の任期は前任者の残留期間とする。

## (相談役)

- 第7条 本会には相談役を置くことができる。
  - 2 相談役は、会議に出席し、意見を述べることが出来る。

## (会 議)

- 第8条 会議は、委員長が招集し、議長となる。
  - 2 会議は年1回とし、委員長が特に必要と認めるときは、臨時に開催する。
  - 3 会議の決議を要する事項は、次のとおりとする。
    - (1) 組織に関すること。
    - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
    - (3) 予算及び決算に関すること。
    - (4) 規約に関すること。
    - (5) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

### (事 務 局)

第9条 本会の事務局は朝日内水面漁業協同組合に置く。

### (経費)

- 第10条 本会の経費は、施設利用料その他の収入をもってこれにあてる。
  - 2 各会計年度において、決算剰余金が生じた場合においては、第3条に規定する事業 に充てるほか、準備金として積み立てることができるものとする。

### (会計年度)

第11条 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

# 付 則

この規約は平成27年度4月28日から施行する。